

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第16回（定例会）

署名人 本仲範男

委員長 神村洋子

開催日時 平成28年12月20日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時45分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 2～6 は非公開該当／4・5 は一括審議

- 1 議案第20号 那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について 【中央図書館】
- 2 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】
※教職員の内申について1
- 3 報告2 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】
※教職員の内申について2
- 4 報告3 平成28年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する要求について
- 5 報告4 教育長が臨時代理したことについて
※平成28年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の申出 【総務課】
- 6 報告5 教育長が臨時代理したことについて 【こども政策課】
※平成28年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の申出（幼稚園関係分）
- 7 委員長選挙について

出席職員

【生涯学習部】伊良皆直俣部長、屋比久副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査、加藤和歌子主査、

研修受入職員（文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課）古屋圭織

（中央図書館）我那覇生男館長、高吉 情次主幹、知念清和主査

【学校教育部】黒木義成部長

神村委員長 始めて参りたいと思います。平成28年度第16回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。

本仲委員 はい、わかりました。

神村委員長 それでは議案第20号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を、議題といたします。説明をお願いいたします。

伊良皆部長 それでは議案第20号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成28年12月20日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市住民基本台帳カード利用条例に廃止に伴い、住民基本台帳カードに関連する規程を廃止するほか、字句整理するため、この案を提出する。内容につきましては中央図書館のほうで説明させていただきます。

神村委員長 はい、我那覇課長、お願いいたします。

我那覇課長 ハイサイ。中央図書館の館長の我那覇です。よろしくお願いします。それでは皆さんのお手元の資料の、まず3枚目のほうをご覧ください。議案第20号説明資料でございます。読み上げさせていただきます。

理由説明 ハイサイ市民課が実施している住民基本台帳カードを利用した自動交付機サービスが、平成28年12月28日をもって終了することに伴い、住民基本台帳カードの利用目的を規定した那覇市住民基本台帳カード利用条例が廃止される予定であります。今月の12月定例会で提案されているところでございます。

同条例の第2条第2号には住民基本台帳カードの利用目的として、図書、その他の図書館資料の貸出しを受けるサービスも規定されているが、この条例の廃止に伴い那覇市立図書館における当該サービスも廃止を予定しております。

そのため、那覇市立図書館条例施行規則に規定された住民基本台帳カード関連規定(那覇市住民基本台帳カード利用条例に基づき交付された住民基本台帳カードを、那覇市立図書館で図書の貸出しを受ける際に必要な那覇市立図書館利用者カードに変えることが出来る旨の規定、他)を廃止するほか、字句整理をするものでございます。ちなみに現在、住民基本台帳カードで図書資料の貸し出しを受けている者で登録されている人数は144人でございます。今年1年間、その住民基本台帳カードで図書の利用・貸出しを受けている方が22人でございます。残り122人については、今年度は利用されていないというふうな状況でございます。それから登録者全員に住民基本台帳カードから図書館利用カードへの切り替え通知文を発送する予定です、ということにしております。それでは戻りまして2枚目のほうをご覧ください。規則の一部を改正することですので、新旧対照表で表記をしております。左側の欄が改正前、右側の欄が改正後ということになります。改正前の下線部分を改正後にどのように変える、というような内容になっておりますので、下線部分について読み上げていきます。改正前「(事業)第2条第6号 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供」。改正後「6号 時事に関する情報及び参考資料の照会及び提供」に字句整理をしております。

続いて第4条下線部分、「休館日を変更し、若しくは臨時に開館日とし、又は開館日

を臨時に休館日とすることが出来る」。改正後「第4条 臨時に開館し又は休館することが出来る」に、字句整理をしております。

次に「第5条第3号 図書館資料及び機器、設備等は大切に扱うこと。」。改正後「第3号 図書館資料及び機器、設備等を大切に扱うこと。」に、字句整理をしております。

次に第6条「通学する者」という所に下線部分がありますが、改正後、「通学をする者」ということで、字句整理をしております。

次に第7条第5号から次のページ、第6号、第7号につきましては、住民基本台帳カードを利用する際の手続きについて規定しているものでございます。読み上げます。

「第7条第5号 那覇市住民基本台帳カード利用条例（平成17年那覇市条例第37号）に基づいて交付された住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）は、図書館において所定の手続きを経て、第1項に規定する利用者カードに替えることが出来る。この場合において既に利用者カードの交付を受けている時は、これを返却しなければならない。

第6号 前項の場合において、個人貸出登録申込書が提出されたときは、館長は住所を確認できる書類等の提示を求めることができる。

第7号 第2項から第4項までの規定は住基カードによる図書館資料の貸出しについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用者カード」とあるのは「住基カード」と読み替えるものとする。」

この部分につきましては、改正後部分は空白ということになっておりますので、その部分は削るということとなります。

次に第10条第4項の「同条第4項」が改正後「第4項まで」と、続いて「個人貸出登録申込書を」、改正後、「個人貸出登録申込書とあるのは」に字句整理しております。最後にその下、「登録者本人を」、改正後では「登録者本人とあるのは「登録団体責任者」と読み替えるものとする。」ということで字句整理をしております。

簡単でございますが、以上でございます。

神村委員長 ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。質問をよろしいですか。図書館と離れますけれども、住民基本台帳カード、住基カードというものはもう全て利用がなくなるということによろしいでしょうか。

我那覇館長 これまで住基カードの利用促進を図るという意味で、自動交付機の利用であったり、図書館でも使えます、というようなことで、その利用条例で規定して市民に行政サービスを提供していたわけでございますけれども、今、マイナンバーカード、個人情報カードに住基カードの機能が切り替わりまして、コンビニでも住民票が取れるということから、住基カードについては現在はもう発行されておられません。ただ、証明書としては有効期限がございますので、その有効期限内は証明書としては使えるけれども、自動交付機などの利用というのは、もう機械の廃止というのがありますので、利用できなくなります。

本仲委員 一つだけ確認させてください。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 この住民基本台帳カードで、例えば他市町村で、以前はこの住基カードを使って住民票を取ることが出来たんじゃないですか。今はどうなっていますか。どうなりますか。

我那覇館長 他市町村でも住基カードを使って取れていたということですから、今年をもって、これは終了するというようなことが言われています。12月28日をもって終了ということになります。

本仲委員 はい、ありがとうございます。

神村委員長 マイナンバーカードだと、これが全部使えるわけですね。他市町村でも。

我那覇館長 今、マイナンバーカードが始まりまして、コンビニエンスストアで全国でも取れるような仕組みになっています。

本仲委員 携携しているところは、例えば那覇市民でも南風原で、住民票はとれたんですよね。

渡慶次教育長 これは那覇市と南風原の共同で自動交付機をおいている所ですね。

本仲委員 なくなりました。便利なんですけれどもね。

渡慶次教育長 今後はコンビニで出来ますからね。

比嘉委員 いずれはマイナンバーカードで図書館でも借りられるということになるんですか。住基カードと変わるということは。

神村委員長 はい、どうぞ。

我那覇館長 まだ那覇市では決定していません。図書館システムとの関連もありますので、直ぐには決定はしていませんが、国のほうでは総務省が図書館でも使えるようにということで、機能を持たせるというようなことは提案されています。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 僕がアメリカに居た時に、ソーシャルセキュリティーナンバーというのがあって、1人1人ナンバーがあるんですけど、このマイナンバーカードは同じでしょうか。

我那覇館長 申し訳ございません。細かいところは私のところでは解りません。

本仲委員 税金から、いろんなもので使えるんですよ。それでどこに行ってもソーシャルセキュリティーナンバーの提示が求められているので、この間もマイナンバーをいろんなところからコピーを求められているんですが、これは一緒なのかなと思うんですが。

渡慶次教育長 一緒だと思います。全く関係ないのですが、字句の整理とあるじゃないですか。これは、間違いではないけれど一緒にやろうか、ということだと思いますが、こういう時は法規担当者から、こういうふうに直したらと指導がありますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

我那覇館長 規則を改正する場合に、まずは法規担当者でどういう形で修正、規則の改正をするかということでの調整をおこないます。その中で今現在、那覇市の色々な条例規則がありますので、そちらで通常使われている言葉に置き換えたほうがいいんじゃないか、というような所が、今回は何ヶ所かあります。後は、法律的な用語の使い方で、これは誤った使い方があるねと、並びにと及びにというのはちょっとこれも誤っているんじゃないかなということ整理をしたところ。後、(は)と(を)というのは全体的に何々を何々すること、何々を何々することというふうが続いていたのが、ここだけ何々は何々することということだったので、文言を整理したほうがいいねということで、(は)を(を)に変えたというよ

うな所がございます。いずれにしても法規担当の者と調整しながら、これまで那覇市の条例規則で使われている言葉に合わせていこうというふうなことです。

神村委員長 ほかにもございますか。よろしいですか。では、議案第20号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということですので、議案第20号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続いて本日の日程2、3は人事案件、それから日程4～6については予算に関することですので、非公開とすることが適当であると思われまふ。非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということですので、日程2～日程6については非公開とします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。続けていいですか。では、続けて参ります。予定の日程にはなかったのですが、続いての議事日程は委員長の選挙となります。私の任期が平成29年1月4日までとなっておりますので、平成29年1月5日からの次期委員長についての選挙を行います。先に、委員長選挙についての説明をお願いいたします。

山内課長 私のほうから説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、今は地教行法といいますけれども、この地教行法が改正されて、平成27年、昨年4月1日に施行されました。法律の主な改正点は、従来の教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した、いわゆる新教育長を設置するということになりました。しかしながらこの改正地教行法には経過措置が取られておりまして、法律の施行の際に在職している教育長に対しては、その任期が満了、終了するまでは従前どおり教育長として在職するものとして、また教育委員会の委員長の職も従前どおり設置されるものであります。

那覇市におきましては、現在、この経過措置の段階でございますので、教育委員長が設置されるということになります。従いまして、これから委員長選挙を実施していただくわけですが、委員長の選挙につきましては、改正地教行法ではなく、改正前の地教行法及び改正前の那覇市教育委員会会議規則を適用して実施することになります。お手元に資料を配布してございますけれども、改正前の法律と規則ですのものでございます。地教行法第12条に委員長の規定がございまして、教育委員会は教育長を委員の中から委員長を選挙しなければなりません。第2項で委員長の任期は1年で、但し、再選をされることが出来ます。更に選挙の方法につきましては、那覇市教育委員会会議規則第2条に規定しております。単記無記名投票を行い、得票数の多い方を当選とすることになっております。ただ、第3項で委員に異議が無いときは、指名推選の方法を用いることができることとなっております。まずは、投票か氏名推選のどちらかの方法を選択し、選択した方法で委員長選挙をしていただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

神村委員長 はい、今、説明がございました。選挙の方法は、投票又は氏名推選とあるとのこと。

まずは指名推選を行って、推選がない場合は、または複数の方が推選された場合に投票と
いうことでよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、そうしていきたいと思います。では、どなたか推選する方
がおりましたら、お願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員 第12条の2項で再選されることが出来ると思いますので、継続して神村委員長にお願
いしたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

全 員 異議なしでございます。

神村委員長 異議がないようですので、新委員長は継続ということで、委員長を全うしていきたいと
思います。よろしくお願いいたします。職務代理者のほうは1月に入ってからでよろしい
ですか。

伊禮主査 4月ですね。

神村委員長 4月でよろしいですね。今は継続で。わかりました。

山内課長 委員長、先程の臨時職員の件、報告してよろしいでしょうか。

神村委員長 はい、お願いします。

山内課長 育休代替の本務職員を13人見込んでいたものが、現在9人、長期療養ですけれども、
これも臨時職員が5人見込んでいたものが、現在4人、欠員補充として12人見込んでい
たものが、現在10人ということになります。

神村委員長 はい、わかりました。以上を持ちまして、平成28年度第16回教育委員会会議(定例会)
を終了いたします。

案件の審議結果

議案第20号	那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
--------	-------------------------------	---------